

令和 8 年 7 月 31 日

課 名：建築指導課
直 通：092-643-3719
内 線：4 6 7 8
担 当：西本、衣川

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

大阪府大阪市中央区南久宝寺町 3-1-8 MPR 本町ビル 9、10、11 階
(株) カナデビアエンジニアリング

2 指名停止の期間：

令和 8 年 7 月 31 日 ～ 令和 8 年 8 月 30 日 (1 ヶ月間)

3 事実概要：

(株) カナデビアエンジニアリングは、大阪府内の工事において、建設業法第 15 条第 2 項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置したとして、近畿地方整備局長から令和 8 年 6 月 19 日付で、指示処分を受けた。

このことは、「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その 2 第 11 号に該当する。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その 2 第 11 号に該当することから、指名停止 1 ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その 2 第 11 号該当】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内